

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	四三
○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	四三
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	四三
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	四三
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四三
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	四四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	四四
○保安林の指定を解除する予定である件	四四
○保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四四
○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件	四五
公告	四三
○一般競争入札を行う件	四六
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四六
○落札者を決定した件	四九
福島県病院局	四三〇
○随意契約の相手方を決定した件	四三〇
福島海区漁業調整委員会	四三〇
○はえなわ漁業について指示する件	四三〇

告 示

福島県告示第五百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定する区域
 - 田村郡三春町大字熊耳字大平七番一の一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - ふっ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年九月一日から令和六年一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名（名称の変更）
 - （変更前）アピタ会津若松店
 - （変更後）MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の退店 六件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の住所の変更 四件、小売業を行う者の入店 七件）

- 三 届出年月日
令和五年八月十八日
- 四 届出をした者
ユニー株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年九月一日から令和六年一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC君ヶ塚 福島県いわき市小名浜大原字北君ヶ塚百六十五番地ほか
- 二 変更しようとする事項
- 1 駐車場の収容台数
(変更前)二百五十七台
(変更後)百九十六台
- 2 駐輪場の位置
(変更前)別紙図面のとおり
(変更後)別紙図面のとおり
- 3 荷さばき施設的位置
(変更前)別紙図面のとおり
(変更後)別紙図面のとおり
- 4 駐車場の出入口の数及び位置
(変更前)一)数 三箇所
(変更後)一)数 四箇所
二)位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
1及び4 令和六年四月十九日
2及び3 令和五年九月十九日
- 四 届出年月日
令和五年八月十八日
- 五 届出をした者
株式会社マルト
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月一日から同年十月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
TSUTAYA BOOK STORE 福島南 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 1 交通に係る事項
- (一) 道路法第二十四条及び三十二条工事がある場合は別途協議すること。なお、道路法第二十四条工事で道路法第三十二条工事の舗装も含めて施工する場合は、道路法第三十二条物件の掘削幅及び影響幅を図面に明示すること。
- (二) 出入口の箇所、幅、構造については別途協議とする。なお、出入口とする箇所は、横断側溝とすること。
- (三) 出入口以外からの車両の出入りが出来ない構造とすること。
- (四) 開発区域内から道路へ直接雨水等流入しないように対策を検討すること。
- 2 騒音の発生に係る事項
- (一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるため、荷捌きや車両ドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業がある場合には事前に周辺住民に説明を行い、理解を得ること。
- (二) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう注意喚起に努めること。
- (三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種の設定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意すること。
- (四) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すよう配慮すること。
- 3 廃棄物の発生に係る事項
- (一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。
- (二) 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- 意見書の提出なし

福島県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月一日から同年十月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月一日から同年十月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項

（商業まちづくり課）

の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月一日から同年十月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま梁川店 福島県伊達市梁川町御八郎十三―一
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、そのまま土地改良区から令和五年八月十日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡広野町大字上浅見川字火打石森一の二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その

所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を榎葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
株式会社日本勧業銀行 株式会社福島県農工銀行

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定をする予定であること。
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする予定である件（令和五年福島県告示第四百六十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条の規定により、令和六年度及び令和七年度において、福島県を発注者として、一般競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。
令和五年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 資格の審査を受けることができない者

- 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされている場合において、これを受けていない者
 - 三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者
 - 四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - 五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
- 第二 資格及びその有効期間
資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める期間とする。

- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から令和八年三月三十一日まで

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて提出する方法又は知事が別に定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、知事に当該資格の審査に係る申請をしなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 令和五年十月二日から同月三十一日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）を受け付ける。

二 随時申請 令和六年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一七四一三
福島県県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五一一四七八
福島県県南地方振興局出納室	九六一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一一三一一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五一一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四一一二九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津	〇二四一一六二一一

公 告

方振興局出納室	町田島字根小屋甲四二七七番地一	五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四一 二六一一 一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一 二四一六 〇四三

第七 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙の提出又は知事が別に定める電子情報処理組織の使用により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第八 この告示に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,430,088kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和6年1月1日午前0時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和3年1月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年9月29日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和5年9月1日(金)から同月29日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年9月8日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年10月17日(火)午前10時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階 401会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年10月16日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building: Planned annual power consumption: 4,430,088 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 17 October 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 16 October 2023
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

（施設管理課）

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十條第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第177号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルパソコン 50台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
9,165,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年6月23日

（入札用度課）

公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立南会津病院の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和5年9月1日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県立南会津病院の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本局の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年5月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
33,679,973円（予定使用電力量 1,416,800kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項各号列記以外の部分（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号）該当

（病院経営課）

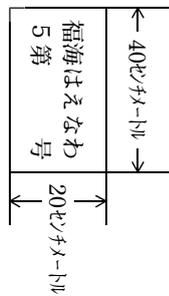
福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和五年九月一日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

- 一 操業の承認
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以上の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
- 三 操業期間
一に規定する海域における操業期間は、令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
 - 1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域
 - 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までとする。